

各加入施設・団体長 殿

一般財団法人
沖縄県社会福祉事業共済会
理事長 山内良章
(公印省略)

マイナンバー法施行に伴う退職共済金請求事務手続きについて

本会の事業推進につきましては、日頃からご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、マイナンバー法が施行されることに伴い、平成28年1月1日以降に退職所得に関する法定調書類に個人を識別するための番号（以下、「個人番号」という。）を記載することが必要となりました。

つきましては、平成28年1月1日以降に退職共済金を受ける方の個人番号の取扱いについて、下記の点をご留意の上ご提出をお願いします。

記

1. 取得対象者 平成28年1月1日以降に退職共済金を受ける方
2. 退職時に提出をする書類
 - (1) 共済制度脱退届（様式第6号）/様式変更なし（共済会提出）
 - (2) **退職共済金請求書**（様式第9号）/**様式変更あり**（共済会提出）
 - (3) **退職所得の受給に関する申告書**（様式9-1）**様式変更あり**（共済会提出しない）
本会ホームページ <http://www.kyousai.okishakyo.or.jp/>より様式をダウンロードしてご利用下さい。
3. 個人番号の取扱い
 - ① 退職後は上記(1)、(2)の書類についてはこれまでどおり共済会に提出することになりますが、マイナンバー法の施行により(3)の「**退職所得の受給に関する申告書**」については、個人番号が記載されるため共済会は取扱うことが出来ませんので、提出せずに法人で保管してください。退職所得の受給に関する申告書の提出の有無は、退職金請求書で確認します。
 - ② 共済会から退職共済金の支払に伴う退職共済金支給明細書および**退職所得の源泉徴収票**を送付します。
 - ③ 共済会が代理発行する**退職所得の源泉徴収票**には、事業所番号及び個人番号の記載はありませんので**必要な場合に番号の記入**をお願いします。
※ 個人発行用の源泉徴収票には、個人番号の記載は必要ありません。
4. **本通知を受けた以降の申請及び取扱いは、上記のとおり取扱いをお願いします。**
5. 問合せ先 一般財団法人沖縄県社会福祉事業共済会
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目373番地1
電話番号 098-885-2821